6．貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明（法第16条第２項第５号）

これに抵触するおそれがある表示とは、例えば、貸付けの利率以外の利率（例；割引率、利用率など）を表示する文字が、貸付けの利率を表示する文字より大きいものなどをいう。

Ⅳ．その他留意事項

１．その他適切ではない表現

資金需要者等が、その表示内容や役務について、的確に判断できるかどうか疑わしい表示やその表示にある状況の根拠が世間一般に対し、明確に認識されておらず不当表示とみなされる表示などは資金需要者等の利益の保護の観点から、適切でない表現に該当し、例えば以下の事項が考えられる。

①　利息等に関する表示については、明瞭かつ正確な表示をしなければいけないと定められているが、これに基づかない不適切なおそれがある表示として、例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　通常利息　年○○%以下
イ　納得のいく利息
ウ　３分で融資
エ　低利で融資中
オ　法定金利以下
カ　「遅同」「要審」「自返」（※意味が不明確な略語）

②　事実に基づかない表現により、資金需要者等に誤認させるおそれのある表現とは、例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　財務省公認・金融庁公認・（都道府県）公認
イ　○○知事免許
ウ　（都道府県）認可
エ　日本一・日本最大
オ　財務省登録・金融庁登録
カ　財務大臣登録店舗・金融庁長官登録店舗
キ　ご利用○万人突破
ク　○○○店目標
ケ　全国一円支店網
コ　全国ネットの我社に
サ　上場予定
シ　業界屈指
ス　世界○カ国で○億人
セ　創業○○年
ソ　前例のない・他にはない
タ　世界で最も尊敬される企業
チ　信頼できる
ツ　画期的オープン
テ　銀行
ト　金庫

③　貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨を比較表現を用いたり、具体的数字を示さずにする表示。例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　低利の我社にまとめてみませんか
イ　超低利、低利最低どこよりも安い
ウ　１／２のお利息

④　携帯電話番号の表示。

⑤　不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第３条第１項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告。

２．その他必要な表示事項

資金需要者等の利益を保護するために、以下の事項を表示するものとする。

①　審査をする旨。

②　貸付けの種類ごとの限度額。

③　礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称。

④　「無人契約受付機」「無人契約機」「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨。

⑤　不動産担保金融等の場合、手数料（事務手数料、融資手数料等）及び期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨及び料率。

⑥　返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例。
（※貸付け金額は10万円以上とし、期間については１ヶ月を基準とする）

附　則

１　この基準は、平成20年８月１日から適用する。

附　則（平成21年６月16日改正）

１　この基準は、平成21年８月１日から適用する。

２　平成22年７月31日までの電話帳発行分については、原稿締切り期日、掲載契約期間等の相当の理由により、出稿審査の時間をとる事が困難な場合は、広告出稿審査の申請及び協会承認番号の取得を要しないものとする事ができる。ただし、協会へ「媒体社による審査完了報告書」を、媒体審査終了後、速やかに提出するものとする。

なお、平成22年８月１日以降の電話帳発行分については、協会承認番号の取得は必須とする。

事務局運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第58条第５項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　組織

（部課等の設置）

第３条　本会の事務局に次の部及びセンターを置く。

一　総務企画部
二　管理部
三　コンプライアンス部
四　監査部
五　会員部
六　企画調査部
七　相談センター
八　資格試験センター

２　管理部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課

３　コンプライアンス部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　業務課
三　広告審査課

４　監査部に次の各課を置く。

一　監査１課
二　監査２課
三　監査３課
四　監査４課

５　会員部に次の各課を置く。

一　研修課
二　会員課

６　企画調査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　広報ＣＳＲ課
三　政策企画課

７　相談センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　相談受付課

８　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（規律審査室の設置）

第３条の２　コンプライアンス部に規律審査室を内設する。

（事務の分掌）

第４条　各部課等においては次の事務を所掌する。

一　総務企画部

⑴　事業計画及び事業報告書に関すること
①　年度事業計画及び予算の策定に関すること
②　事業報告書の作成に関すること
③　長期計画（事業計画、運営計画、数値計画）の策定及び管理に関すること

⑵　予算の執行管理に関すること

⑶　決算案の策定に関すること

⑷　組織の改廃・変更、事務分掌、職務権限に関すること

⑸　協会内プロジェクトチームの新設・改廃・統括管理に関すること

⑹　人事計画（要員・教育等）の立案及び統制管理に関すること

⑺　人事制度の制定・改正に関すること

⑻　総会及び理事会、監事会、総務委員会、人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会、貸金戦略会議人事推薦委員会の運営に関すること

⑼　内部重要会議の招集と運営に関すること（定款、業務規程及びその他規則で予め担当部門が決められているものを除く）

⑽　定款改正案の策定に関すること

⑾　諸規程・規則・マニュアル等の新設・見直し・改廃に関する統括管理に関すること

⑿　役員の諸内規に関すること

⒀　契約書、規程、協会内文書等の法的審査に関すること（法務窓口）